

令和5年度国民健康保険料（税）の賦課状況について

市町村の国保財政運営の責任主体は都道府県であるが、県が定める標準保険料（税）率を参考にした保険料（税）率の決定や被保険者への賦課及び徴収は市町村の役割とされている。

市町村における令和5年度国民健康保険料（税）の賦課状況（速報値）は、下記のとおりである。

1 賦課方式

賦課方式は、2方式（所得割、被保険者均等割）、3方式（2方式＋世帯別平等割）、4方式（3方式＋資産割）があり、本県の標準保険料率は3方式である。

令和5年度は、2方式が2市、3方式が48市町村、4方式が4市町村となっている。（医療給付費分）

なお、前年度から賦課方式を変更した市町村は大治町、弥富市、あま市です。

賦課方式	市町村数	世帯数	割合		被保険者数	割合	令和4年度 市町村数	
2方式	2	299,837	34.0%		425,236	32.2%		2
3方式	48	565,498	64.1%		870,479	65.9%		45
4方式	4	16,659	1.9%		24,997	1.9%	7	

2 賦課限度額

各市町村は保険料（税）の賦課に当たって、政令で定める額を上限として、賦課限度額を設定する。

令和5年度は、医療給付費分で53市町村、後期高齢者支援金分で43市町村、介護納付金分で全市町村が政令基準額と同額となっている。

	政令基準額 (千円)	基準と同額 の市町村数	割合		令和4年度 市町村数	
医療給付費分	650	53	98.1%			43
後期高齢者支援金分	220	43	79.6%			44
介護納付金分	170	54	100.0%		54	

【参考】一人当たりの保険料（税）調定額

令和5年度（4月1日現在）の一人当たり保険料（税）調定額（県内市町村平均）は、109,325円である。

なお、前年度から3.16%増である。

令和5年度	増減率	令和4年度
109,325円	103.16%	105,978円

○別紙 市町村賦課状況一覧（令和5年度国民健康保険料（税））参照

